

情報通信審議会 情報通信技術分科会

IPネットワーク設備委員会

-モバイル網固定電話の技術的条件-

報告(案) 概要

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

-電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方-

最終答申(案) 概要

2 0 2 6 年 4 月

<検討の視点>

- 2025年7月、ユニバーサルサービス政策委員会において、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たり、以下の点に留意しつつ、技術基準を検討するように示された。
 - 現在、携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話は、比較的低廉な固定的な電話サービスであり、その品質や機能についてメタル固定電話と差異があるものの、通常の利用に支障を来さないものとして受容されていること
 - メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求められている基準等を参照することに加え、
 - ① 従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠とまでは受け止められていないこと
 - ② 本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること
 - ③ ユニバーサルサービスとして求められる要件（不可欠性、低廉性、利用可能性）に合致する必要があること

<検討事項>

- モバイル網固定電話の技術基準について、IPネットワーク設備委員会のもとに「モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班」を設置し、主に以下の5点の事項を整理した。
 - ① 責任分界点
 - ② 通信品質（総合品質）
 - ③ 通信品質（接続品質等）
 - ④ 緊急通報における機能
 - ⑤ 損壊・故障対策等の設備規律
- また、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度に関し、固定端末系伝送路設備の一端の設置要件について電気通信番号政策委員会において整理した。

「モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班」の検討体制

氏名	主要現職
主任 矢守 恭子 ※1	朝日大学 経営学部 経営学科 教授
主任代理 朝枝 仁 ※1	国立研究開発法人情報通信研究機構 ネットワーク研究所 副研究所長
藤井 威生 ※2	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
横谷 温子	一般社団法人情報通信技術委員会 担当部長(標準化業務)
白木 功一	NTT株式会社 技術企画部門 ビジネスプロセス戦略担当
長谷部 未来	NTT東日本株式会社 ネットワーク事業推進本部 設備企画部 コミュニケーションサービスクリエイトセンタ CS推進部門 CS技術担当 担当課長
武澤 治	NTT西日本株式会社 設備本部 ネットワークデザイン部 ネットワーク高度化部門 担当課長
藤本 正樹	株式会社NTTドコモ ネットワーク部技術企画 担当部長
前野 貢士	KDDI株式会社 コア技術統括本部 技術企画本部 技術企画部
村岡 大輔	ソフトバンク株式会社 技術企画管理本部 技術渉外部 制度企画推進課 課長
地崎 彬	楽天モバイル株式会社 渉外本部 渉外企画部 担当部長

※1 IPネットワーク設備委員会メンバー

※2 ユニバーサルサービス政策委員会メンバー

「電気通信番号政策委員会」の検討体制

氏名		主要現職
主査 専門委員	相田 仁	東京大学 特命教授
委員	石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
主査代理 委員	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
専門委員	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
専門委員	河村 真紀子	主婦連合会 会長
専門委員	猿渡 俊介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 准教授
専門委員	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
専門委員	矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
専門委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授

検討スケジュール ※一部予定を含む

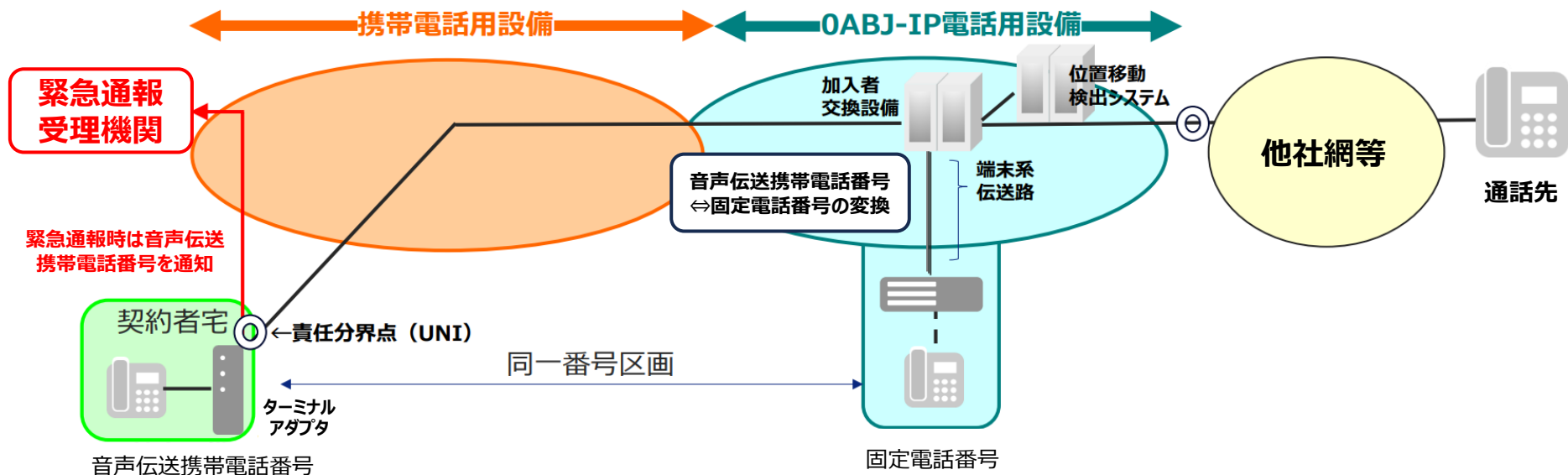
※検討状況に応じて、ユニバーサルサービス政策委員会へ検討内容を報告

	2025年度									2026年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降	
情報通信 技術分科会	検討開始報告									一部答申
IPネットワーク 設備委員会	8/4 第89回 ・検討開始 ・作業班設置			11/27 第91回 ・論点整理			2/6 第92回 ・報告案	意見募集		答申内容を踏まえ 制度整備の検討 ・意見募集に 対する考え方
作業班		9/30 第1回 ・今後の進め方 ・ヒアリング	11/14 第2回 ・論点整理(案)		12/23 第3回 ・総合品質の検討		2/3 第4回 ・報告案		4/1 ・意見募集に 対する考え方	
電気通信事業 政策部会							2/17 最終答申案	意見募集		最終答申
電気通信番号 政策委員会 (モバイル網固定電 話関係)		9/30 第44回 ・今後の進め方 ・ヒアリング	11/14 第46回 ・論点整理(案)				2/3 第47回 ・報告案		4/1 ・意見募集に 対する考え方	答申内容を踏まえ 制度整備の検討

モバイル網固定電話の概要

<モバイル網固定電話の概要>

- ユニバーサルサービスとして位置付けられるモバイル網固定電話の技術的条件や電気通信番号制度を検討するに当たり、以下の方法で提供されている現行の電話サービスを前提とした。
 - 既存の携帯電話網及び固定電話網を活用し、転送により固定電話番号にて発着信する（電話転送役務に該当）。
 - 利用者宅にターミナルアダプタ（TA）を設置し、従来型の固定電話端末を接続して利用できる。TAの位置情報を確認することで、固定電話番号の地理的識別性を担保する。
 - 緊急通報は携帯電話網を通じて音声伝送携帯電話番号にて発着信する。
 - ファクシミリによる送受信が行える。
- 現在、複数の携帯電話事業者が、電話転送役務として比較的低廉な料金にて提供を行っている。



<論点>

- 現在、携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話では、TAは、端末設備（利用者資産）として扱われている。
- 他方で、ワイヤレス固定電話では、TAは事業用電気通信設備（事業者資産）として扱われている。
- このような現行のサービス実態を踏まえて、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話について、どのように責任分界点を整理すべきか。

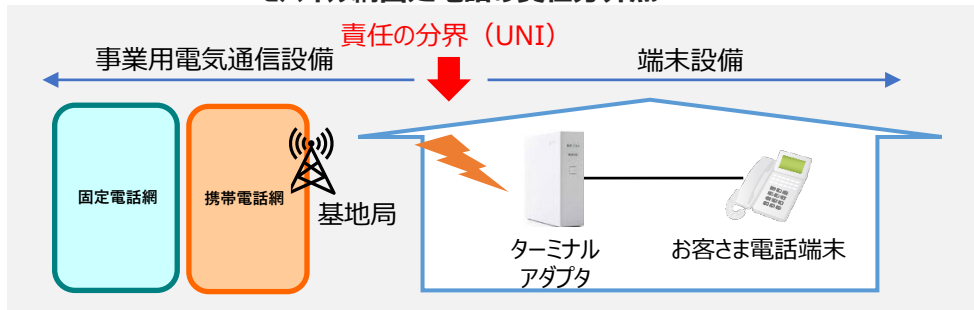
<構成員からの意見>

- 現行のモバイル網を活用した固定電話サービスと同様の整理を希望【事業者】

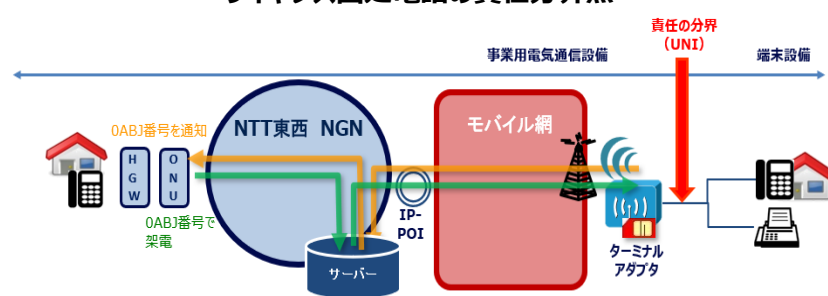
<方向性>

- 現在提供されているサービスでは、専用TAを各社がそれぞれ用意し、利用者が購入ないしレンタルする形となっている。TAは利用者自らが容易に設置できるものとなっており、端末設備として扱っても利用者の大きな負担にはならず、利用者がワイヤレス固定電話を利用する場合との差異を感じることは特にないものと考えられる。
- 仮にTAを事業者用設備とした場合には、防護措置や電源設備等の規定が適用され、提供事業者の運用方法等の変更が必要となる可能性がある。
- これらを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話については、TAを端末設備（利用者資産）として扱い、責任分界点が基地局とTAの間にあるものと整理することが適当である。

モバイル網固定電話の責任分界点



ワイヤレス固定電話の責任分界点



<論点>

- 固定電話（アナログ電話を除く）や携帯電話における通話に関して共通的に用いられる品質規定としては、総合品質（呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質）があり、各電話の特性に応じて、端末設備相互間の平均遅延やR値、POLQA値が規定されている。
- 現在、携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話は、固定電話網と携帯電話網を活用した電話転送役務として位置付けられている。設備規律としては、固定電話網及び携帯電話網の各区分について総合品質の規定がかかっているが、両区分をまたいで端末設備間を捉えた規定はない。他方で、番号規律としては、電話転送役務を提供する場合、端末設備間での特定総合品質を満たすことの確認が求められている*。
※ただし、転送区間に使用する電気通信設備について自己確認が行われているときは、総合品質の確認を改めて行う必要はない。
- 具体的には、KDDI及びソフトバンクが提供するサービスについては、携帯電話区分は自主基準、固定電話区分は平均遅延の基準が適用されている。NTTドコモが提供するサービスは、050IP電話相当の総合品質（R値50、端末設備相互間の平均遅延400ミリ秒未満）に準拠している。
- また、既にユニバーサルサービスとして位置付けられているワイヤレス固定電話では平均遅延およびPOLQA値を品質基準として規定している。
- このような現状も踏まえつつ、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話の総合品質については、どのような基準とすべきか。

<構成員からの意見>

- 携帯電話と同様、自主基準とすることを要望【事業者】
- 050IP電話相当で平均遅延400ミリ秒未満の品質までとすることを要望【事業者】
- 現行より高い基準が求められる場合、対応のための追加の開発コスト等が相当程度発生する可能性がある【事業者】

<ユニバーサルサービスとして求められる要件>

- 現在携帯電話事業者各社が提供しているモバイル網を活用した固定電話は、既に一定規模のユーザに利用されており、基本的には現行の品質が受容されているものと考えられる。現行サービス以上の高水準の品質を求めることは、そのための追加開発コストが利用料金に転嫁されたり、利用地域に制約が発生したりすることで、ユニバーサルサービスの要件としての「低廉性」や「利用可能性」に影響する可能性がある。
- 他方、現行の品質水準に特に問題があるとの認識はないものの、今後モバイル網固定電話が更に普及した場合においても、ユニバーサルサービスとして一定の品質を継続的に担保することは必要と考えられる。

<品質の指標について>

- 以下に鑑み、モバイル網固定電話について、遅延とPOLQAを総合品質の指標とするのが適当である。
 - 携帯電話網における品質評価方法として、POLQAが国際的にも標準であること
 - POLQAと遅延は品質支配要因として独立性があること
 - ワイヤレス固定電話の品質評価指標は、遅延とPOLQAを用いていること

<基準値の設定について>

- 遅延及びPOLQAの基準値を設定するにあたっては、従来の固定電話並みの品質水準を求めることは必ずしも必要ではないものの、自由会話に支障がない範囲であることが重要。
- ワイヤレス固定電話の検討の際に、同電話が「ごく限られたエリアで用いられる」ことを考慮し、ワイヤレス固定電話端末と固定電話端末との通話をエンド・ツー・エンドの標準的なモデルとして採用した。あわせて、ワイヤレス固定電話端末同士の通話品質についても注視していくこととし、自主基準を定めて総務省に届け、実効上の値についても報告することが適当とされた。
- モバイル網を活用した固定電話については、提供エリアは特に限定されておらず、すでに一定数の利用者があることから、同様の事由をもって区間の一端を固定電話端末とすることは適当ではないと考えられる。モバイル網固定電話端末同士の通信を標準的なモデルとすることを念頭におき、遅延等の発生する技術的要因も考慮しつつ、規定の在り方を具体化することが適当である。

<遅延等の技術的要因について>

- モバイル網を活用した固定電話における遅延の技術的要因として、音声コーデックが挙げられる。特に、モバイル網区間と固定網区間とでコーデックが異なる場合、これらの変換を複数回行うことが必要となり、相応の遅延が発生する。また、TAでのコーデック処理にも一定の時間を要している。これらのために、特定総合品質の遅延（400ms未満）を超過する場合がある。
- TAの処理能力を高めて遅延を抑えることも技術的には考えうるが、現在の電話転送方式のサービスが各社の工夫により廉価に提供されていること、また、遅延の超過自体も、非常に大きいとまでは言えず、現行サービスの受容度合も考えると、ユニバーサルサービスへの指定に際しコストをかけて処理能力の改善を求めることは必ずしも妥当ではないと考えられる。
- 音声品質については、特に無線区間において電波状況や他トラフィックの影響を受ける状況が一定生じることが想定される。安定的に品質を確保するための技術的手法としてVoLTEなどがあるが、そのような技術の採用と遅延の発生の間には一定程度のトレードオフがあることも考慮に入れることが必要である。

<基準値の設定>

【考え方】

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに指定するにあたり、一定の品質を担保するため、自主基準とはせず、具体的な基準値を定めることが必要である。ただし、同電話サービスが多様な手法により品質とコストのバランスを取って提供されている現状に鑑み、総合品質の規定ぶりには柔軟性を持たせることが考えられる。

【POLQA】

- ワイヤレス固定電話の品質の検討の際、ITU-T勧告G.107に基づき、R値70に相当するMOS値3.6をPOLQAの基準値とした。050IP電話等に適用される特定総合品質のR値50に相当するMOS値は、同勧告によればおよそ2.6となる。モバイル網固定電話については、これらの中間的な値3.1を基準と採用するのが妥当と考えられる。

【遅延】

- 遅延については、ワイヤレス固定電話および特定総合品質においても基準とされている400msを下回らないことを原則とすることが適当である。

<柔軟性を持った規定の在り方>

- モバイル網固定電話が多様な手法により提供されうることを考慮すると、総合品質の規定ぶりに柔軟性を持たせることは、ユニバーサルサービスの要件（低廉性、利用可能性）から見て好ましいと考えられる。例えば、通話品質（POLQA）を向上させる技術が採用されている場合に遅延の基準値を緩和することは、総合的な品質の水準は保ちつつ、サービス提供方法の選択肢を拡大することに資すると考えられる。
- 以上の考え方や現行サービスにおける品質の状況も踏まえ、モバイル網固定電話の総合品質としては、モバイル網固定電話端末同士の通話において、POLQA 3.1以上かつ遅延400ms未満（ともに95%値）を原則としつつ、POLQA 3.6以上を満たす場合、遅延を500ms未満（ともに95%値）まで許容することとし、これらを満たす基準を定めて総務省に届けるとともに、品質の継続的な確保の観点から、実効上の値について総務省に報告することが適当である。
- なお、事業者においては、品質に関する利用者の意見やニーズも踏まえながら、VoLTEなどの品質の安定化に資する技術を積極的に採用するよう努めるとともに、技術進展の機会をとらえ、さらなる品質向上に引き続き努めることが適当である。

<論点>

- 電話に関する品質規定としては、総合品質の他に、通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質に係る規律がある。
- モバイル網を活用した固定電話サービスについては、固定電話網および携帯電話網において、それぞれに定められた規律が適用され、技術基準適合に係る自己確認が行われている。
- これらを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話の通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質について、どのような基準とすべきか。

<構成員からの意見>

- 通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質について、現在提供しているサービスと同等の品質までとすることを要望【事業者】

<方向性>

- 呼を疎通する端末設備－局舎間での音量の減衰に係る品質である通話品質は、IP網に適用されるものではなく、規定は不要と考えられる。
- 呼の疎通のしやすさに係る接続品質については、音声電話役務を供する電気通信設備にすべて同様の基準が課されていることから、モバイル網固定電話が既存の電話設備を利用することを前提とすれば、規定を設ける必要はない。
- UNI～UNI及びUNI～NNIの品質の規定をしているネットワーク品質についても、既存の電話設備の利用を前提として、規定を設ける必要はない。
- 音声伝送路役務の安定性に係る安定品質については、現在提供されているサービスの受容状況を踏まえるとアナログ電話相当の品質を必ずしもすべての面において求められてはいないと考えられることや、携帯電話網では規定されていないことも踏まえれば、規定を設ける必要はない。
- 以上のように、既存の設備規律との重複を避けつつ、端末設備同士間での音声伝送に係る品質である総合品質の規定を中心として品質を担保していくことが適当である。

<論点>

- 現在提供されているモバイル網を活用した固定電話は、音声伝送携帯電話番号で緊急通報の発着信が行われており、携帯電話と同様に、GPS・基地局の位置情報を通知している。
- 携帯電話においては、緊急通報受理機関から通報者への呼び返しがつながりやすくなるための5つの機能のうち一部機能を除き実装されており、モバイル網を活用した固定電話においてもこれらの機能が利用できる。
- 他方で、既にユニバーサルサービスとして位置付けられているワイヤレス固定電話では、固定電話番号で緊急通報の発着信が行われており、メタル固定電話と同様に、住所等の加入者情報を通知している。
- 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月）では「普及段階において確実に当該機能（住所、0ABJ番号、氏名の通知）の実装が実現されるよう、検討を進めることが適当」とされているところ、緊急通報の機能についてどのように考えていくべきか。

<構成員からの意見>

- 位置情報通知をワイヤレス固定電話と同様にするためには、相当の追加投資と開発期間を要する【事業者】
- 携帯電話相当を要望【事業者】
- 緊急通報受理機関によると、高層マンションにおける階情報などが緊急駆けつけ時に重要であるとのこと。モバイル網固定電話において、緊急通報を0ABJ番号で行い、住所情報を通知しようとする場合、そのための開発費用と期間、サービス価格への転嫁を見込んだ数値等も含めて考慮すべきではないか。【有識者】

<関係省庁からの主な意見（事務局で聴取）>

- 現行の携帯電話において提供される位置情報では、建物の階数が特定できないといった課題があることから、緊急通報受理機関が緊急通報を受けた際に確実に現場を特定して到着するために、固定電話と同様に氏名や住所等の加入者情報が引き続き提供されることが重要。短期的には技術的、改修費用的に自動で緊急通報受理機関に契約者の氏名や住所等を通知することが難しいのであれば、通信事業者の協力を得て代替手段を用意することが必要。
- 携帯電話からの通報が多数を占めることに鑑みれば、モバイル網固定電話だけでなく携帯電話全体で、緊急通報時にこれらの加入者情報が提供されるべき。
- モバイル網固定電話は従来の固定電話とは異なり、携帯電話番号での通報となることを利用者に認識していただくことが必要。また、緊急通報受理機関に通知されるのは契約者の住所ではなく誤差も含めたGPS情報となり通報者の位置の精度が低下するおそれがあるため、通報者が緊急通報受理機関に住所等を伝達する必要があることを認識していただくことが必要。
- 可能な限り、緊急通報受理機関からのコールバックに「通報者につながりやすくなる5機能」相当の手段を具備することが重要。

＜方向性＞

- 現行のモバイル網を活用した固定電話について、ワイヤレス固定電話と同様の緊急通報機能を実装するための改修を行う場合、要件の検討や機能の開発、実装のために、相当程度の費用・期間がかかることが想定される。また、固定電話網のうち緊急通報受理機関との接続を現在行っていないエリアについては、新たな接続のための設備改修等を要するとの指摘もある。
- これら追加開発コストが利用料金に転嫁されることでユニバーサルサービスの要件としての「低廉性」に影響する可能性があり、また、利用できるようになるまでに相応の期間が必要となる可能性がある。
- 今後については、緊急通報受理機関の意見も勘案し、普及見込みも見据えながら、短期・中長期に分けて方針を検討することが適当である。具体的には、
 - 短期的には、モバイル網固定電話をメタル固定電話の代替として活用するケースが光回線の未整備エリアなど限定的であることや、ユニバーサルサービスとしての「低廉性」や「利用可能性」も考慮し、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知）でユニバーサルサービスとしての早期の提供を可能とする
 - 中長期的には、コスト面・制度面等の課題や技術動向も踏まえつつ、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を求める。その中で、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名の通知についても、モバイル網固定電話の普及段階に確実に実現するように検討することとする。また、中長期的な検討に当たっては、携帯電話による緊急通報が大半を占める状況に鑑み、モバイル網固定電話のみに検討の範囲を限定せず議論することが適当である。
- あわせて、事業者がユーザへの周知を徹底するなどにより、モバイル網固定電話の緊急通報の機能や電話番号の扱いについてユーザが適切な認識を持ち、緊急通報を円滑に行えるように取り組むことが重要であり、そのための具体的な方策も検討すべきである。

<緊急通報に関する機能の対応状況>

規定項目 (事業用電気通信設備規則(省令)、事業用電気通信設備規則の細目を定める件(告示) において該当する条を記載)		0ABJ-IP電話	ワイヤレス固定電話	携帯電話	モバイル網を活用 した固定電話 (※1)
コールバック5機能(省令)	1XY番号通知機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を送信する機能 (省令第三十五条の二の四等 第四号イ)	○	○	- (※2)	携帯電話と同様
	転送解除 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能 (省令第三十五条の二の四等 第四号ロ)	○	○	- (※2)	
	着信拒否解除機能 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能 (省令第三十五条の二の四等 第四号ハ)	○	○	- (※2)	
	第三者発着信制限機能 緊急通報を発信した端末設備等からの発信(緊急通報に係るものを除く。)及び当該端末設備等への着信(呼び返しに係るものを除く。)を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能 (省令第三十五条の二の四等 第四号ニ)	○	○	× (技術的に実装困難)	
	災害時優先接続機能 呼び返しに係る通信を第三十五条の二の五等に規定する災害時優先通信として取り扱う機能 (省令第三十五条の二の四等 第四号ホ)	○	○	- (※2)	
発信する情報(告示) 緊急通報で	通報者の電話番号 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号 (告示第四条一項一号等)	○	○ (0ABJ)	○ (0A0)	
	住所 発信に係る住所 (告示第四条一項二号等)	○	○	-	
	契約者名 当該設備を用いた役務の契約者名 (告示第四条一項三号等)	○	○	-	
	位置情報 (緯度・経度、精度情報) 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報(緯度、経度及び精度情報) (告示第四条二項三号ロ等)	-	-	○ (※3)	

※1 当面の措置

※2 省令での規定はないものの、モバイル網を活用した固定電話サービスを提供している事業者では実装されている

※3 セル測位、もしくはGPS測位

論点④ 緊急通報機能 (4/4)

<緊急通報に関する利用者への周知状況>

○NTTドコモ

対象プラン
Home 5G homeでんわ

8.1 「homeでんわ」の特徴・注意事項

「homeでんわ」の特徴

「homeでんわ」は携帯電話の電波を利用したIP電話サービスです。

ご利用上の注意事項

加入権について

- ・NTT東日本・NTT西日本の固定電話でご利用中の電話番号を番号ポータビリティする場合、「加入権」の休止または廃止のお手続きが必要となります。手続きについてはドコモが代行いたします。
*休止の場合は3,300円がNTT東日本・NTT西日本より別途請求されます。
- ・上記以降についてはドコモにて「加入権」の変更は承れません。ご解約いただく際の「加入権」復帰についてもドコモではお手続きできかねますのでご了承ください。

緊急通報について

- ・停電時においては緊急通報を含む通話はできません。
- ・緊急通報時は、緊急通報受理機関に対して、携帯電話の電話番号が通知されます。
- ・折り返し電話も携帯電話の電話番号宛となるため、緊急通報受理機関には、携帯電話の電話番号と設置場所住所を伝えてください。
- ・緊急通報は、呼出音が鳴るまで10秒程度かかります。呼出音が鳴るまで切らずにお待ちください。
- ・ご利用状況によっては、緊急通報の発信場所を管轄する緊急通報受理機関ではなく隣接地域の緊急通報受理機関に接続する場合があります。
- ・携帯電話の電話番号は「homeでんわ」対応端末購入時にお渡しするシールに記載し、端末本体に貼り付けてください。

*ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は固定電話番号と携帯電話番号で2回線分をご負担いただきます。詳細はドコモのホームページをご覧ください。

ユニバーサルサービス制度
についてはこちら▶

電話リレーサービス制度
についてはこちら▶

○KDDI

緊急通報における注意事項

全国のエリアでご利用いただけます。ただし、以下7点にご注意ください。

- ホームプラス電話から「110 (警察)」「119 (消防)」「118 (海上保安本部)」へダイヤルした場合は、auのLTEネットワークを利用するため、緊急通報受理機関には市外局番から始まるご契約の電話番号ではなく、070から始まる緊急通報専用電話番号 (専用アダプタ番号) とお客さまのおおよその発信場所が通知されます。

通常の電話と緊急通報で相手に表示される電話番号の違い (イメージ図)

通常の電話の場合

緊急通報する場合

ホームプラス電話からの緊急通報は、VoLTE網から直接つながります
- 119番 (消防) につきましては、以下のエリアでは070から始まる緊急通報専用電話番号 (専用アダプタ番号) とお客さまのおおよその発信場所が通知されません。

119番通報でお客さまの緊急通報専用電話番号とおおよその発信場所が通知されないエリア

都道府県		地域
三重県	伊賀市	
大阪府	三島郡 島本町	
広島県	大竹市 安芸郡 府中町	
徳島県	名西郡 石井町 名西郡 神山町 板野郡 板野町 板野郡 上板町	
- 「110 (警察)」「119 (消防)」「118 (海上保安本部)」へのFAXによる緊急通報はできません。
- 緊急通報専用電話番号は、専用アダプタに同梱する「ご利用開始のご案内」と「緊急通報専用電話番号シールのご案内」に印刷してお知らせします。
- 緊急通報の際には、緊急通報受理機関に対し、必ず口頭でもお客さまの発信場所情報をお伝えください。
- 電話番号を相手に通知しない回線ごとの非通知設定をされている場合であっても、緊急通報については「184」をダイヤルされない限り、お客さま情報が緊急通報受理機関に通知されます (通話ごとに「184」をつけてダイヤルした場合は、お客さま情報は通知されません)。
- 本サービス専用アダプタが利用する電波の状況によっては、緊急通報の発信場所を管轄する緊急通報受理機関へ接続する前に、隣接地域を管轄する緊急通報受理機関に接続する場合があります。

○ソフトバンク

緊急通報について

でんわユニットに同梱されたシールの**緊急通報専用番号**とお客さまのおおよその**発信場所**が緊急機関に通知されます

SOS

070-XXXX

緊急機関
110番 (警察)
119番 (消防)
118番 (海上保安本部)

同梱のシールは見やすい場所に貼ってください

<緊急通報専用電話番号について>
 ○緊急通報以外では利用できません。また番号は選択できません。
 ○でんわユニットを交換した場合、番号も変更となります。
 ○緊急機関に事前登録を行う場合は、「緊急通報専用電話番号」を登録してください。
 ○電波の状況によっては、隣接地域を管轄する緊急機関につながる場合があります。

緊急通報機関につながるまで、おおよそ10秒程度かかります
その間、音声アナウンスが流れますので電話を切らずにお待ちください

必ずお客さまのご住所をお伝えください

FAXによる緊急通報はできません

(出典) 各社ホームページ

<論点>

- 現在提供されているモバイル網を活用した固定電話は、固定電話網と携帯電話網を活用した転送電話役務として位置付けられている。現行の損壊・故障対策等に係る設備規律には、転送電話役務を一体的に捉えたものではなく、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとに、それぞれ規律が適用されている。
- 基本機能のファクシミリについては各社のサービスで既に実装されている。
- ユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話を位置付けるに当たって、モバイル網固定電話の提供に使用される設備について、どのように設備規律（事業用電気通信設備規則）の適用を考えるべきか。

<構成員からの意見>

- 現行サービスの要件を踏まえた技術基準を要望【事業者】

<方向性>

- 既存の設備を組み合わせ提供されるモバイル網固定電話について、その設備について一体的に捉えて新たに損壊・故障対策等に係る規律を課すまでの必要はなく、現行どおり、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ規律がかかることとするのが適当である。
- 基本機能のファクシミリについては、現行サービスで既に実装されており、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えることを規定することが適当である。

種別	0AB-J IP電話	ワイヤレス 固定電話	携帯電話・ PHS用設備	050IP 電話用設備	モバイル網固定電話
損壊・故障 対策	○予備機器 ○防護措置 ○異常ふくそう対策 ○耐震対策 ○停電対策 ○大規模災害対策 等			○大規模災害対策 ○異常ふくそう対策 ○防護措置 等	・サービス提供に用いられる固定電話網や携帯電話網に適用される規律がかかる ・ファクシミリは送受信が行えることとする
その他	[通信の秘密] ○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護 [他者設備の損傷防止] ○損傷防止 ○機能障害の防止 ○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策 [責任の分界] ○分界点 ○機能確認				

<論点>

- 現在携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話は、固定電話番号を使用した電話転送役務（転送区間に携帯電話網を活用）の提供に該当することから、他の電話転送役務と同様に固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することが要件とされている。
- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付ける際には、本要件をどのように適用することが適当か。

<事業者及び構成員からの意見>

- 「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」の要件を撤廃することで、モバイル網を活用した固定電話のエリアをモバイルエリア相当まで拡大できる可能性が生じ、より円滑かつ効率的なユニバーサルサービスの提供につながると考える【事業者】
- モバイル網固定電話を電話転送役務から区別してユニバーサルサービスとして位置付ける際には、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」を要件とせず、サービス利用場所に対応したOABJ番号の使用を可能とする検討を要望【事業者】
- 転送電話方式では、サービス提供するお客様と同一番号区域内のNW局舎内に回線及び端末設備(EGW)を設置する事が必須となっているが、これが負担となっており、将来的にモバイル網固定電話のサービス維持が困難になる事も想定されるため、設置不要とする等の緩和措置を要望【事業者】
- 固定端末系伝送路設備の設置に係る見直しは、固定電話番号を利用した電話転送役務において、固定電話番号の容易な入手、特殊詐欺等の悪用に影響に繋がる可能性があることから、見直し（緩和）は慎重に進めるべき【事業者】
- ユニバーサルサービスの観点から、固定伝送路設備の末端を番号区画に置く基準は緩和して良いのではないかと。ただし、安価な転送電話サービスについては緩和しない方向が望ましいのではないかと【構成員】

<方向性>

- 既にユニバーサルサービスに位置付けられているワイヤレス固定電話は、ユニバーサルサービスの効率的な提供と固定電話番号の地理的識別性の確保のバランスを図るため、固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置を要件とせず、契約時に番号区画内に利用者の端末設備等が存在することを確認するとともに、番号区画外の電気通信番号が利用者の端末設備等で利用されず、かつ、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないための技術的措置を講ずることとしている。
- 今般、ユニバーサルサービスとして位置付けられるモバイル網固定電話についても、ユニバーサルサービスの低廉性及び利用可能性を担保し、その効率的な提供を確保するため、電気通信番号計画に固定電話番号を使用した通常の役務とは別に位置付け直すことが適当である。その上で、提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置は要件とせず、
 - 契約時に番号区画内に利用者の端末設備等が存在することの確認
 - 番号区画外の電気通信番号が利用者の端末設備等で利用されないための技術的措置（当該端末設備等において、番号区画外のSIMカードが利用されないための認証による制御や、物理的にSIMカードの差し替えを行えないようにするなどその他これらに類する措置）
 - 番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないための技術的措置（GPS及び基地局による位置測位その他これに類する措置）を講ずることを要件とすることが適当である。また、当該サービスを提供する事業者は、提供エリアの拡大のための費用削減が可能となることを踏まえたユニバーサルサービスの効率的な提供を行うことが適当である。
- なお、転送電話役務として転送にモバイル網を用いるのもであっても、ユニバーサルサービスに位置付けられないものや、転送にモバイル網を用いていないMNO各社の光IP電話サービスにおいて提供されている着信転送サービス等があれば、引き続き、他の転送電話役務と同様の位置付けとして検討を進めることが適当である。この際、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置する要件は、引き続き維持されることとなる。

参 考 资 料

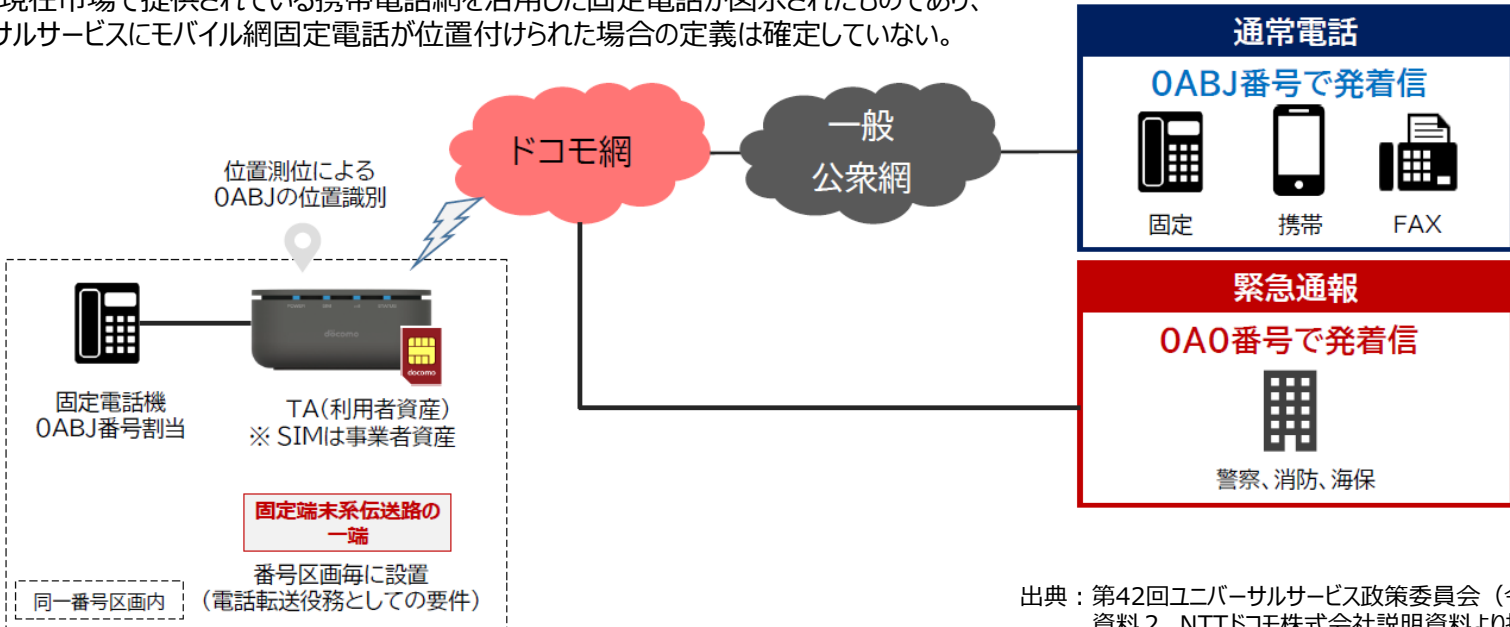
- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえ、技術基準の具体的な検討を進めることとしてはどうか。
1. 従来、電話のユニバーサルサービスとして、NTT東西にあまねく日本全国における提供を確保することが義務付けられてきた**メタル固定電話**については、現在、その**契約数が減少し続けており**、また、その提供に用いられる**メタル回線設備が2035年頃に維持限界**を迎え、縮退が予定されている。このため、残存する**メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要**となり、その**移行先としては**、メタル固定電話を提供できない場合の代替手段であり、同等の品質等を有する**光回線電話やワイヤレス固定電話がその候補**となり得る。
 2. 他方、電話のサービスを巡っては、携帯電話や通話アプリなどの普及に見られるように、ユニバーサルサービスとして利用が保障されるアナログ固定電話よりも、**低廉な料金のサービスの利用が進み、その品質や機能が広く国民に受容**されているところであり、従来の**メタル固定電話並のサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていない**と考えられる。
 3. こうした中、「**モバイル網固定電話**」は、MNOがモバイル網を利用した比較的**低廉な固定的な電話サービス**であり、現行制度ではその技術基準は存在せずその品質や機能についてはメタル固定電話とは差異があるものの、**通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容**されているものであることに鑑み、情報通信審議会において、メタル回線設備の縮退後の移行先の1つとして、**ユニバーサルサービスに位置付けることが適当と整理**されたものである。
 4. 今後、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けるに当たっては個別に技術基準を策定する必要があるが、その際、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、
 - ①従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていない**ことや、
 - ②本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
 - ③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。
 5. なお、類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当である。

ユニバーサルサービス制度の見直し（モバイル網固定電話）

- ユニバーサルサービスの確保の在り方については、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日）において、NTT東日本・西日本のメタル回線設備の縮退も見据え、電話が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保するため、
 - **既存の携帯電話網を活用した固定電話（モバイル網固定電話）をユニバーサルサービスに追加**する
 - これにより、**固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務（他事業者の提供地域でも提供責務を負う）は、最終保障提供責務に見直す**等を内容とする提言がなされた。
- この最終答申を踏まえ、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が改正されたところ、現在、ユニバーサルサービス政策委員会において、改正後のユニバーサルサービス制度の施行に向けた検討が進められている。
- この令和7年法改正の内容と整合を図り、着実に執行するため、**電気通信番号制度についても、新たにユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話が位置付けられた場合の取扱いを検討する必要がある。**

<現在提供されている携帯電話網を活用した固定電話のイメージ>

注：あくまで、現在市場で提供されている携帯電話網を活用した固定電話が図示されたものであり、ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話が位置付けられた場合の定義は確定していない。



出典：第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）
資料2 NTTドコモ株式会社説明資料より抜粋

モバイル網固定電話と電気通信番号制度の関係

- 通常の固定電話番号を使用した役務では、固定電話番号により固定端末系伝送路設備を識別することとされている。
- これに対し、携帯電話網を活用する固定電話として、既にユニバーサルサービスとして位置付けられた**ワイヤレス固定電話は、固定電話番号により当該役務を識別するものとして、通常の固定電話番号を使用した役務とは別に位置付けられている。この際、契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認し、番号区画外の電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずることをもって、固定電話番号の地理的識別性を担保することとされている。**
- ワイヤレス網固定電話と同じく携帯電話網を活用する**モバイル網固定電話は、現在、固定電話番号を使用した電話転送役務**（転送区間に携帯電話網を活用）の提供に該当することから、他の電話転送役務と同様に、**電話転送役務の提供に係る条件確保の観点から、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することが要件**とされている。
- これに関し、第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）において、NTTドコモから、
 - ・ モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付ける際には、**ワイヤレス固定電話と同様※に、「固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置すること」を要件とせず、サービス利用場所に対応した固定電話番号の使用を可能とする検討をして欲しい**旨の意見が表明されたところ。

※ ワイヤレス固定電話自体は電話転送役務ではなく、ワイヤレス固定電話を使用して別に電話転送役務を提供しない限り、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することは不要

<電気通信番号計画の主な規定>

		通常の固定電話番号を使用した役務	ワイヤレス固定電話
固定電話番号で識別する対象		固定端末系伝送路設備 当該設備に接続される利用者の端末設備等	ワイヤレス固定電話の役務 当該役務に係る利用者の端末設備等
番号指定対象事業者		電気通信事業者	適格電気通信事業者
番号の使用に関する条件	設置すべき設備	固定端末系伝送路設備に直接接続する 交換設備等	ワイヤレス固定電話役務提供のための 番号変換等を行う機能を持つ設備
	番号区画との対応	UNIが番号区画内に存在する	契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認する
	共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報が可能であること ・ 番号ポータビリティが可能であること ・ 電話転送役務の提供に係る条件の確保（番号区画内の利用者の拠点に固定端末系伝送路設備の一端があること等の確認等） ・ 品質に関する基準（自己確認を実施） ・ 地理的識別性の確保（技術的措置） 	ほか

電気通信設備の技術基準

- 「電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)を設置する電気通信事業者」及び「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者※1」等は、事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準※2に適合するように維持しなければならない。[法第41条]

※1 有料で利用者100万人以上のサービスを提供する電気通信事業者を、電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として総務大臣が指定。現在、(株)インターネットイニシアティブ、ビッグロープ(株)、ニフティ(株)、GMOインターネットグループ(株)の4社が指定されている。

- 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始しようとするときは、技術基準※2に適合することを自ら確認し、その結果を当該設備の使用開始前に総務大臣に届け出なければならない。[法第42条]

※2 ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、②電気通信役務の品質が適正であるようにすること、③通信の秘密が侵されないようにすること、④利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること、⑤他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること、が確保されるものとされ、詳細は事業用電気通信設備規則(総務省令)に規定。

電気通信役務の種類に応じた事業用電気通信設備の技術基準

		損壊・故障対策	品質基準	通信の秘密・他者設備の 損傷防止・責任の分界
音声伝送役務用設備	アナログ 電話用設備	○予備機器 ○防護措置 ○異常ふくそう対策	高い品質基準	[通信の秘密] ○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護 [他者設備の損傷防止] ○損傷防止 ○機能障害の防止 ○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策 [責任の分界] ○分界点 ○機能確認
	総合デジタル 電話用設備			
	0AB-J IP電話用設備	○耐震対策 ○停電対策	自主基準※3	
	携帯電話・ PHS用設備	○大規模災害対策 等		
	その他 (050IP電話用設備)	○大規模災害対策 ○異常ふくそう対策 ○防護措置 等	最低限の品質基準	
上記以外の設備 (データ伝送役務用設備等)		規定なし		

※3 携帯電話の品質基準は、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

現行の技術基準に係る規定①

規定項目(事業用電気通信設備規則において該当する条を記載)		アナログ電話	メタルIP電話	0AB-J IP電話	携帯電話・PHS	ワイヤレス固定電話
損壊・故障対策	・予備機器の設置、停電対策、大規模災害対策等 (第4条～第16条)	○	○	○	○	○
秘密保持	・通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護 (第17条、第18条)	○	○	○	○	○
損傷・機能障害防止	・損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置の設置等 (第19条～第22条)	○	○	○	○	○
責任分界	・分界点の明確化、機能確認 (第23条、第24条)	○	○	○	○	○
電源供給	・端末設備等を接続する点において、通信用電源を供給すること (第27条)	○	○	-	-	○ ※2
信号極性	・端末設備等を接続する点において、供給する電源の極性を、一方を地気、他方を負極性とする (第28条)	○	○	-	-	○
監視信号受信条件	・端末設備等を接続する点において、当該端末設備等が送出する監視信号(発呼信号、端末応答信号、切断信号、終話信号)を受信し、かつ、認識できること (第29条)	○	○	-	-	○
選択信号受信条件	・端末設備等を接続する点において、当該端末設備等が送出する選択信号(一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号)のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できること (第30条)	○	○	-	-	○
監視信号送出条件	・端末設備等を接続する点において、監視信号(応答信号、呼出信号)を送出すること (第31条)	○	○	-	-	○
その他の信号送出条件	・可聴音又は音声により事業用電気通信設備の状態を発信側の端末設備等に対して通知すること (第32条)	○	○	-	-	○
可聴音送出条件	・端末設備等を接続する点において発信音、呼出音、話中音を送出するときは、特定の条件により送出すること (第33条)	○	○	-	-	○
基本機能 (ファクシミリ以外)	・発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること ・電気通信番号を認識すること ・着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。 ・通信の終了を認識すること (第35条の3等)	-	○	○	○	○
基本機能 (ファクシミリ)	・ファクシミリによる送受信が正常に行えること (第33条の2、第35条の3等)	- ※4	○	○	-	○

※1 アクセス回線がアナログ電話回線の場合 ※2 TAへの給電が維持されている場合 ※3 アクセス回線がISDN音声回線の場合 ※4 アナログ電話にはファクシミリに係る規定がないが、ファクシミリによる送受信は可能。

現行の技術基準に係る規定②

規定項目(事業用電気通信設備規則において該当する条を記載)		アナログ電話	メタルIP電話	OAB-J IP電話	携帯電話・PHS	ワイヤレス 固定電話
通話品質	・呼を疎通する端末設備－局舎間での音量の減衰に係る品質 (第34条等)	・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	—	・基準を自ら定め維持	—
接続品質	・呼の疎通しやすさに係る品質 (第35条等)	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下 (国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下(国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下 (国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下 (国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0.01以下 ・呼損率0.15以下 (国際電話発信は0.1以下、国際電話着信は0.11以下) ・接続遅延30秒以下
総合品質	・呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質 (第35条の2等)	—	・平均遅延150ミリ秒未満(95%値)	・平均遅延150ミリ秒未満(95%値)	・基準を自ら定め維持	・平均遅延400ミリ秒未満(95%値) ・平均遅延350ミリ秒未満(平均値) ・POLQA値3.6超(95%値)
NW品質	・呼を疎通するIPネットワーク部分に係る品質 (第35条の2の2等)	—	・UNI－UNI間:(95%値) 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間:(95%値) 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	・UNI－UNI間:(95%値) 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間:(95%値) 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	—	—
安定品質	・呼の疎通の安定性に係る品質 (第35条の2の3等)	— ※5	・アナログ電話と同等の安定性	・アナログ電話と同等の安定性	—	・アナログ電話と同等の安定性
緊急通報	・緊急通報を、管轄する受理機関に接続すること ・位置情報等を受理機関に送信する機能を有すること ・回線保留または呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること (第35条の2の4等)	○	○ 呼び返しは通報者と繋がりが やすくなる5機能具備	○ 呼び返しは通報者と繋がりが やすくなる5機能具備(※6)	○ 基地局設置場所により 適当な警察機関等に接続	○ 呼び返しは通報者と繋がりが やすくなる5機能具備
災害時優先通信	・災害時優先通信を優先的に取り扱うことができること (第35条の2の5等)	○	○	○	○	○
発信者番号 偽装防止	・利用者に付与した電気通信番号と異なる電気通信番号を送信することがないよう必要な措置を講じること (第35条の2の6等)	○	○	○	○	○

※5 アナログ電話には安定品質の規定がないが、十分な安定性あり。
 ※6 PSTN網(公衆交換電話網)を介するものを除く

事業用電気通信設備規則 抜粋 (緊急通報関係)

(昭和六十年郵政省令第三十号)

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二の四 電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)への通報(以下「緊急通報」という。)を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を送信する機能

ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ニ 緊急通報を発信した端末設備等からの発信(緊急通報に係るものを除く。)及び当該端末設備等への着信(呼び返しに係るものを除く。)を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能

ホ 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の五 事業用電気通信設備は、次に定めるところにより、災害時優先通信(緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう。以下同じ。)を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。

二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

2 事業用電気通信設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度その他当該制限又は停止の実施方法及び事業用電気通信設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。

事業用電気通信設備規則の細目を定める件 抜粋 (緊急通報関係)

26

(昭和60年郵政省告示第228号)

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五条の二の四第二号(第四十五条の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

- 一 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
- 二 発信に係る住所
- 三 電気通信回線の契約者名

2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四、第四十四条の二第五項、第四十五条の八第七項及び五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。

一 総合デジタル通信用設備

- イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
- ロ 発信に係る住所
- ハ 電気通信回線の契約者名

二 インターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備であつて端末設備等との接続において電波を使用しないものに限る。)

- イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
- ロ 発信に係る位置情報(住所コード及び住所)
- ハ 当該設備を用いた役務の契約者名

三 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備

- イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
- ロ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報(緯度、経度及び精度情報)

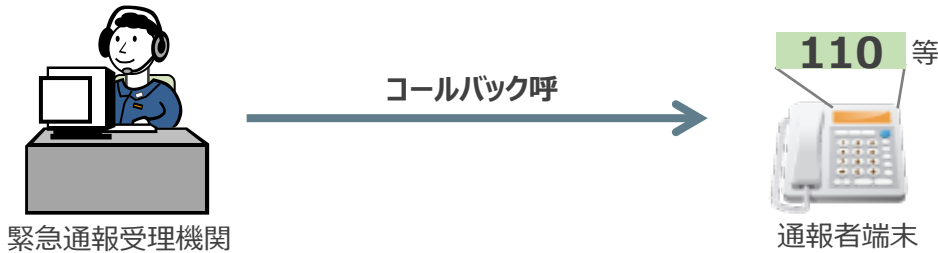
3 前項第二号ロの住所コードは、JIS規格で定める都道府県及び市区町村ごとの数字のコード並びに公益財団法人国土地理協会(昭和二十六年四月二十八日に公益財団法人国土地理協会という名称で設立された法人をいう。)及び地方公共団体情報システム機構(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)に規定する法人をいう。)で付与された大字・通称及び丁目ごとの英数字のコードとする。

4 携帯電話用設備及び特定携帯電話用設備が第二項第三号イの電気通信番号を緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信することができない場合は、IMSI(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)第3に規定するものをいう。)をもつて当該電気通信番号に替えることができる。

5 第二項第三号ロの位置情報については、緯度及び経度の単位は度表記で小数点以下五位とし、精度情報の単位は、メートルとする。

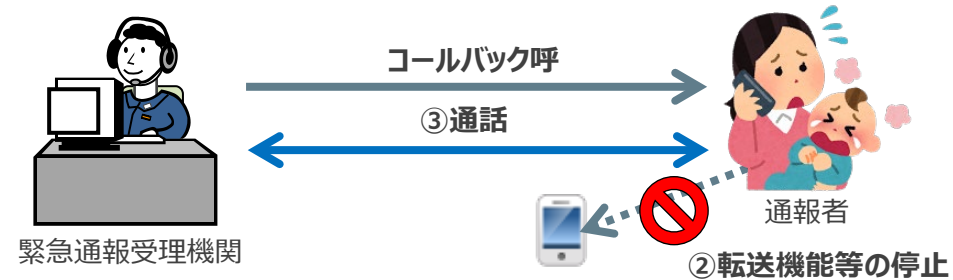
① 1XY番号の通知

緊急通報機関からのコールバック呼であることを、ディスプレイ表示させることにより、通報の応答を促す



② 転送機能の解除 ③ 着信拒否機能の解除

通報者が転送・着信拒否機能サービスを設定していても、その動作を停止させ、発信場所の固定電話へコールバック接続する



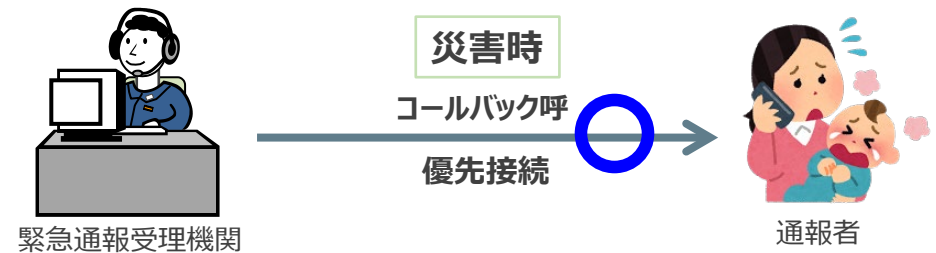
④ 第三者との通話制限

通報者が切断後に、通報した緊急通報受理機関以外の第三者との通話を一定時間制限することにより、コールバック時の話中を回避する



⑤ 災害時の優先通信扱い

災害等により網の輻輳が発生した場合においても、緊急通報受理機関からのコールバックに関しては、優先的に接続をする



電気通信番号を使う場合 →

番号規律

電気通信番号計画(告示)

回線設備を設置する場合 →

設備規律

事業用電気通信設備規則(省令)

番号の使用に関する条件

共通条件

番号区画

- 緊急通報が可能
 - 番号ポータビリティが可能
 - 地理的識別性の確保
- ※固定電話とワイヤレス固定電話の品質基準は設備規律において規定

UNI^(※2)が同番号区画内に存在

→
固定電話番号を使う役務を提供するための設備が技術基準適合の維持の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行うこと(使用条件※第3の2)

※ 電気通信番号計画第3の表の「電気通信番号の使用に関する条件」の欄に定める条件(以下同じ。)

契約時に端末設備が同番号区画内に存在することを確認

→
ワイヤレス固定電話を提供するための設備が技術基準適合の維持の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行うこと(使用条件第2の2)

電話転送役務の提供に係る条件確保

- 緊急通報利用時に誤認させる恐れがある場合の条件(利用不可、代替措置、利用者に説明)
- 本人確認・拠点確認
- 設備設置確認(固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の利用者の拠点にあることの確認)
- 通話品質の確保(050IP電話相当(※1))

UNI^(※2)が同番号区画内に存在

品質基準 (総合品質)

損壊・故障 対策

その他

平均遅延150
ミリ秒未満
(95%値)

- 予備機器
- 防護措置
- 異常ふくそう対策
- 耐震対策
- 停電対策
- 大規模災害対策等

- [通信の秘密]
- 通信内容の秘匿措置
- 蓄積情報保護
- [他者設備の損傷防止]
- 損傷防止
- 機能障害の防止
- 漏えい対策
- 保安装置
- 異常ふくそう対策
- [責任の分界]
- 分界点
- 機能確認

- 平均遅延400
ミリ秒未満(95%
値)
- 平均遅延350
ミリ秒未満(平均値)
- POLQA値3.6
超(95%値)

- 電話転送自体の設備規律はないが、固定電話網や携帯電話網を使う場合、各区間の設備に対して、それぞれの役務に応じた品質基準や損壊・故障対策等の規定が適用されている。
- 既存のモバイル網固定電話サービスにおいては、携帯電話区間及び0ABJ区間以外にIP電話区間等の他役務の設備が混在する場合がある。

(※1) 050IP電話の品質基準(総合品質)は、50を超えるR値、平均遅延400ミリ秒未満(95%値)

(※2) 固定端末系伝送路設備の一端

固定電話

ワイヤレス固定電話

電話転送

携帯電話網を活用するモバイル網固定電話は、現在、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に該当